

社内規程 & 給与体系見直しで防ぐ！
運送業に精通した弁護士が語る

「最新」の未払残業代 対策セミナー

日時

- ① 2月17日（木）：16時30分～17時30分
- ② 2月21日（月）：12時～13時
- ③ 2月25日（金）：16時～17時

※いずれもオンラインでの開催となります。詳細は裏面をご覧ください。

<ご挨拶>

突然のご連絡で失礼いたします。

当事務所は、柏・千葉・東京に3拠点を有し、企業法務案件を主に取り扱っている弁護士事務所です。令和3年12月末日現在、300社強の企業様より顧問契約を締結いただいております。うち30社以上が運送業のお客様です。

- ・賃金請求権の時効期間が **2年から3年に延長**となり、単純計算で**従来の1.5倍の未払残業代が発生**すること
 - ・**弁護士へのアクセス**が容易になったこと（相談・依頼のハードルの低下）
 - ・**人手不足**による人材の流動化
- から、今後、運送業の残業代請求が更に増加することは避けられません。

雇用契約書、社内規程、賃金体系の定め方1つで、結果は大きく異なります。

社内規程の見直しから、**完全歩合給制の導入**まで、「最新」の未払残業代対策についてお話をさせていただきますので、ご興味のある企業様は、ぜひご参加ください。



よつば総合法律事務所 代表弁護士 大澤一郎

運送業の残業代事件に精通した弁護士が1時間で解説！

講座内容（目次）

- (1) 運送業の残業代請求の実情
 - ・SAに貼られている弁護士事務所のチラシ「残業代請求しませんか？」
 - ・残業代請求事件の大半が運送業である理由は？
 - ・残業代の時効期間の延長／60時間超の割増率引き上げがもたらす影響は？
- (2) なぜ会社は負けたのか？ - 敗訴事例から見る運送業の未払残業代の諸問題
 - ・雇用契約書ないんですけど…
 - ・毎月固定残業代を払っているのに、大丈夫ですよね？
 - ・うちは歩合給を残業代として払っているのに、問題ないですよね？
- (3) 未払残業代対策 - 会社は結局何をすれば良いのか？
 - ・制度変更の方向性の検討 - 社内規程・賃金体系の検証
 - ・今話題の「完全歩合制」を導入する際のポイント、注意点

講師紹介 弁護士・社会保険労務士 村岡つばさ

- ・よつば総合法律事務所千葉事務所所属 企業法務部門責任者
- ・解雇、残業代、ハラスメント、労災等、労働事件（使用者側）に注力。
- ・社会保険労務士会、税理士会、弁護士会等、労務・企業法務に関する研修講師、一般企業向けのセミナー講師を多数担当。
- ・運送業の顧客多数。業界専門誌（物流Weekly）から多数取材を受けるなど、運送業の労務問題に明るい。



開催概要

①2月17日（木）：16時30分～17時30分

②2月21日（月）：12時～13時

③2月25日（金）：16時～17時

- ☑ **全日程オンライン（Zoom）での開催となります。**
- ☑ **講座内容はいずれも同じ**ですので、ご希望の日程を1つお選びください。
- ☑ **セミナー参加特典で、残業代請求リスクの無料診断**を行います。
特典をご希望の方は下記フォームの無料診断について希望するに☑を入れて下さい。

★FAXまたはWebフォームでのお申し込みが可能です

FAX :043-306-1114

・ご提供頂いた個人情報は、弊所からのご連絡以外には使用いたしません。

貴社名		お電話番号	—	—
所在地	〒 —	FAX番号	—	—
ご芳名①		ご芳名②		
参加日程	<input type="checkbox"/> ①2月17日（木） <input type="checkbox"/> ②2月21日（月） <input type="checkbox"/> ③2月25日（金）			
無料診断	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			

Webフォームでのお申し込みは
右のQRコードを読み取ってお申し込みいただけます

